

**【 検査 】****610 手術前検査（梅毒血清反応（S T S）定性等）の算定間隔について**

《令和7年7月31日》

**○ 取扱い**

次の手術前検査の算定間隔は、原則として3か月に1回とする。

- (1) D012「1」梅毒血清反応（S T S）定性、「4」梅毒トレポネーマ抗体定性
- (2) D013「1」HBs抗原定性・半定量、「3」HBs抗原
- (3) D013「5」HCV抗体定性・定量

**○ 取扱いを作成した根拠等**

梅毒血清反応（S T S）定性、梅毒トレポネーマ抗体定性、HBs抗原定性・半定量、HBs抗原、HCV抗体定性・定量は、手術前において、周術期の医療者への感染防止や手術室の汚染による感染拡大防止の目的で実施されるが、手術が繰り返し実施される場合、これらの算定間隔は3か月に1回が妥当と考えられる。

以上のことから、上記手術前検査の算定間隔は、原則として3か月に1回とすると判断した。

なお、当該算定間隔については、入院時検査も含めた算定間隔とする。